

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
有田川町	清水地区 (楠本(嵯峨、西谷、柵)、沼、遠井、三田、宮川、大蔵、清水(小峠、湯子川、下ノ番、中ノ番、上ノ番、西の原))、 久野原(つづら、西番、東番、戸川)、下湯川西部・東部、上湯川)	2022/3/30	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	229ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	115ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	70.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	41ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9ha
(備考)2号遊休農地無し	

2 対象地区の課題

各集落とも農業者の平均年齢が特に高く、5年後には70歳以上で後継者未定農地が地区の耕地面積115haのうち47ha(約40.8%)になる。文化的景観の残る地域でありながら人手不足により景観の維持も困難になっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

過疎化が著しい地域であり、その中で農業の中心的な担い手も極わずかであるため、担い手が営む園地の周辺を保全していくことで、最大限の集積努力を行っていく。また、景観維持の意義を再確認し、地域一丸となって農地保全に務める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、25,878㎡となっている。

既存の担い手がカバーし得る農地には限りがあるため、あらたな就農者の確保が急務となる。各地域の新規就農者に対し、技術指導やアドバイスを行うなど、積極的に担い手の育成を行っていく。
SNSを通じた働きかけなどで、農地のオーナー制度など新たな取り組みにチャレンジすることで、地域農業に関する関係人口を生み出し、農地継続の新たな形を確立していきたい。